

武蔵村山市乗合タクシーの同乗者利用の試行に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市乗合タクシー運行事業実施要綱（平成28年武蔵村山市訓令（乙）第27号。以下「要綱」という。）に基づく乗合タクシーの利便性の向上を図るため、乗合タクシーの同乗者利用の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「利用登録者」とは、要綱第8条第2項及び第3項に規定する利用者登録証の交付を受けた者をいう。

2 この要領において「同乗者利用」とは、利用登録者が利用登録者以外の者（要綱第4条第1項及び第2項に規定する介助者を除く。以下「同乗者」という。）を同乗させて乗合タクシーを利用することをいう。

3 前2項に規定するもののほか、この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(利用要件)

第3条 同乗者利用ができるのは、同乗者が利用登録者と同時かつ同一乗降場所で乗降する場合とする。

(利用の手続)

第4条 利用登録者が同乗者利用をしようとするときは、要綱第9条の規定による申込みの際、同乗者の人数を事業者申し出るものとする。

(利用料金)

第5条 同乗者は、乗合タクシーの利用料金として乗車1回につき1人当たり片道300円を現金で降車時に支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同乗者が次の各号に掲げる者である場合の利用料金は当該各号に定める額とする。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）を所持している者又は要介護認定等を受けている者 150円

(2) 東京都シルバーパスを所持している者 150円

(3) 小学生 150円

(4) 未就学児 無料

3 前項第1号に規定する利用料金の適用を受けようとする同乗者は、利用料金を支払う際に身体障害者手帳等又は介護保険被保険者証（認定の有効期間が記載されているものに限る。）を提示しなければならない。

4 第2項第2号に規定する利用料金の適用を受けようとする同乗者は、利用料金を支払う際に東京都

シルバーパスを提示しなければならない。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年1月4日から施行する。

(準備行為)

2 この要領の施行の日以後に実施する乗合タクシーの同乗者利用の試行に関する手続は、この要領の施行前においても行うことができる。